相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡千代田村大字瀬戸井二〇八番地、最後の住所群馬県邑楽郡千代田村大字瀬戸井七八七番地　被相続人　亡　小寺　ふき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

群馬県太田市中根町五八二番地一　リュミエールＡ―二〇四号

相続財産管理人　弁護士　平賀　真明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市玉井四丁目五五番地、最後の住所埼玉県熊谷市玉井四丁目六二番地

被相続人　亡　新井　福松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

埼玉県熊谷市宮町一丁目二二番地　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市緑区高田町二二九七番地の三七、最後の住所千葉市緑区高田町二二九七番地の三六

被相続人　亡　初芝　治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一一番一号　ＫＡ中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区立花二丁目八番地、最後の住所千葉県松戸市新松戸四丁目三二番地の一　新松戸東パークハウスＣ―一〇〇八

被相続人　亡　寺町　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

事務所千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル七階　ユーカリ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金成　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市習志野台三丁目二番、最後の住所千葉県船橋市習志野台三丁目二番七二〇号

被相続人　亡　上野　正孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

千葉県市川市市川南一丁目九番一三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　勇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県小千谷市栄町七六五番地一、最後の住所新潟県小千谷市栄町八番二〇号

被相続人　亡　穂苅　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号　相続財産管理人　弁護士　星野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市学校町二番町五二九七番地、最後の住所京都市右京区西京極池田町八番地

被相続人　亡　片野　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

事務所新潟市中央区新島町通一ノ町一九七七番地二　ロイヤル礎四〇五号

相続財産管理人　弁護士　金口　忠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市下大野町畑田三六五番地、最後の住所徳島県阿南市中大野町北傍示四九二番地七

被相続人　亡　西野　知成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

徳島市徳島町三丁目五番地　ＷＩＳＤＯＭ徳島町１Ｆ　相続財産管理人　白川　圀

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年11月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①オリックス日本地所株式会社　②東京都知事(2)87623　③代表取締役　矢嶋悟　④東京都港区浜松町二丁目４番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区浜松町二丁目４番１号　オリックス日本地所株式会社　代表取締役　矢嶋悟

①株式会社冨士土木　②東京都知事(3)16421　③代表取締役　馬場利之　④東京都府中市是政五丁目17番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都府中市是政五丁目17番５号　株式会社冨士土木　代表取締役　馬場利之

①郡上アオイ不動産　②岐阜県知事(2)第4228号　③青井悟　④岐阜県郡上市大和町万場554番地　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県郡上市大和町万場554番地　郡上アオイ不動産　青井悟

①光商店　②愛知県知事(4)17424　③細江喜久治　④愛知県名古屋市北区清水四丁目２番５号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市北区清水四丁目２番５号　光商店　細江喜久治

①ＮＩＳグループ株式会社　②国土交通大臣(2)7524　③代表取締役　大谷利興　④愛媛県松山市千舟町５―７―６ニッシン商事千舟町ビル４階　⑤1500万円　⑥四国地方整備局長　⑦愛媛県松山市千舟町５―７―６ニッシン商事千舟町ビル４階　ＮＩＳグループ株式会社　代表取締役　大谷利興